

いばらき美しい景観づくり特区

都道府県名：

茨城県

申請主体名：

茨城県

区域の範囲：

水戸市及び龍ヶ崎市の区域の一部

水戸市、龍ヶ崎市



特区の概要：

本県では県の権限を市町村に移譲し違反広告物の簡易除却を行っているが、屋外広告物法の要件に当てはまらない違反広告物も多く、まちの美観を阻害している。そこで、日本三公園の一つである偕楽園や千波公園などの名所、史跡を有する観光地である水戸市及び大規模ニュータウンの開発等により急速に都市化が進む龍ヶ崎市において、規制の特例を適用し重点的に違反広告物の除却を実施することにより、違反広告物の減少、景観に対する住民意識の高揚を図り、地域の魅力を向上させるとともに、県全体の良好な景観形成を促進させる。

適用される規制の特例措置：

・ 条例違反の屋外広告物除却の迅速化及び対象拡大

【 特区適用 】

・ 特区制度の広報活動

・ 違反広告物除却の重点的实施

・ 住民等のボランティアの協力

良好な景観の形成・地域の魅力の向上

